

第5章 市民と行政がともに築くまち

第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくりま

これからは、地域の実情に合った豊かさと安らぎを実感できるまちづくりが求められていきます。このため、まちづくりの主役である市民が政策形成段階からまちづくりに参加することが極めて重要です。企業を含めたあらゆる市民と行政の協働を市政運営の基本におき、まちづくりを進めます。

- 〔 (1)パートナーシップ構築のために
- 〔 (2)市政情報の共有化のために

現況と課題

(協働によるまちづくり)

地方分権が進む中、地域の実情に合ったまちづくりを進めていくためには、地域や身の回りの課題解決について、地域住民の自己決定権を拡充していくことが必要です。そのためには、行政への市民参加を拡大して、市民と行政のパートナーシップのもとで、協働のまちづくりへと転換を進めなくてはなりません。

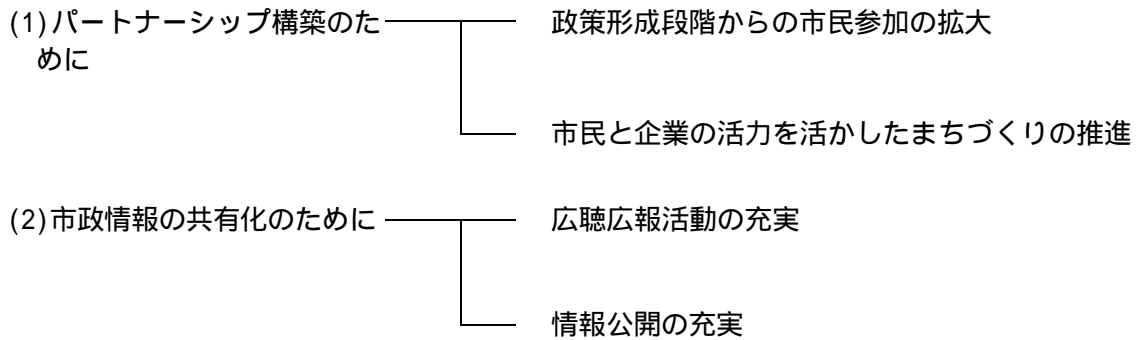
また、高齢者の介護をはじめとする保健、医療、福祉、生涯学習などにおいて、多様で質の高いサービスが求められていることから、行政だけではなく各種の公益法人、*NPO、ボランティアや民間企業など、多様な主体の協働によるサービス・ネットワークの形成が必要です。

さらに、ごみ問題や環境保全など、企業を含む市民の協力なしには解決できない問題が増えてきており、このような面からも市民と行政の協働によるまちづくりへの取り組みが重要になっています。そして、この協働によるまちづくりのためには、市政に関する情報を市民と行政が共有し、行政への市民参加を積極的に推進していくことが必要です。

基本方針

市民と行政のパートナーシップを構築するため、政策形成段階からの市民参加を拡大していきます。また、市民と企業の活力を活かしたまちづくりを推進していきます。さらに、市政に関する情報の共有化を推進するため、広聴広報活動や情報公開を充実します。

施策の体系



施策の概要

(1) パートナーシップ構築のために

政策形成段階からの市民参加の拡大

行政への市民参加促進のため、意識啓発や学習機会の拡充を図ります。また、*パブリック・コメント制度の導入など市民参加の制度化を図るとともに、審議会等附属機関などにおける市民公募委員の拡大、市民*ワークショップ事業の推進など、政策形成段階からの市民参加を拡充します。

市民と企業の活力を活かしたまちづくりの推進

パートナーシップ型事業の基準、類型づくりを行い、市民との合意のもと、市民や企業、大学等の高等教育機関の活力を活かした市民参加型の施策を推進します。

また、企業の活力をまちづくりに活かすための啓発、広報活動を推進するとともに、地域に開かれた事業所づくりへの支援や、地域住民の要望にかなったまちづくりが進むような企業と市民の対話の場づくりを進めます。さらに、事業所緑化や商店街のリサイクル事業などを促進します。

(2) 市政情報の共有化のために

広聴広報活動の充実

市民のまちづくり活動への参加促進のため、広報紙や映像による広報活動の充実に加え、市民のニーズに合わせインターネットなど新しい広報媒体も活用していきます。

また、相談業務を充実するとともに、行政側から積極的に地域に出向き、地域の問題や市政への提言を聴く場を設けるなど、誰もが行政に意見を述べられるような広聴機会を整備し、広聴活動を充実します。さらに、市民の意見や要望を迅速に処理するとともに、的確に施策へ反映させるためのシステムを確立します。

情報公開の充実

市政に関する情報を市民と行政が共有していくため、政策形成段階の情報を積極的に市民に提供するシステムを構築するとともに、情報公開を充実します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
パブリック・コメント制度の確立	市民生活に大きく関わる事案の決定や条例の制定に当たり、事前にその案を公表し、市民の意見を聞き、その意見を意思決定に反映させる制度を導入します。
市民参加による市政運営制度の確立	分権時代の市政運営の理念と市民と行政の役割分担などについての条例化、行政への市民参加のルールづくり、行政評価制度の導入などを目指します。
企業や高等教育機関の活力を活かしたパートナーシップ型施策の推進	企業や高等教育機関の活力を活かした産・学・官のパートナーシップ型事業の基準、類型づくりを行い、産・学参加型施策を推進します。

第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

まちづくりのための多様な主体的な市民活動が広がりを見せています。新しいコミュニティとも言うべきこれらの活動と行政とのパートナーシップの構築は、これからの時代の協働によるまちづくりの重要なテーマとなっていることから、こうした市民活動の振興を図ります。

- (1)新しいコミュニティの形成のために
- (2)自主的な市民活動の拡充のために

現況と課題

(コミュニティ)

阪神・淡路大震災での救援や復興にあたるボランティアの活躍を契機に、ボランティア活動に対する関心が広がってきました。また、自分の趣味や嗜好を活かした余暇活動重視の傾向が強まっており、こうした活動への期待が今後一層高まるとともに、その役割も大きくなっていくものと考えられます。そして、このような傾向を背景に、これらの活動に参加するきっかけや機会の提供についての要求が高まってきています。

一方、地域のコミュニティ活動における中核的な役割を担ってきた自治会は、今後も環境やゴミ問題への対応、防犯・防災対策、住民同士の連帯や支え合いによる地域における少子高齢化問題への対応など、その役割はますます重要になっていくものと考えられます。そのため、会員の確保をはじめ、より充実した組織づくりが求められています。

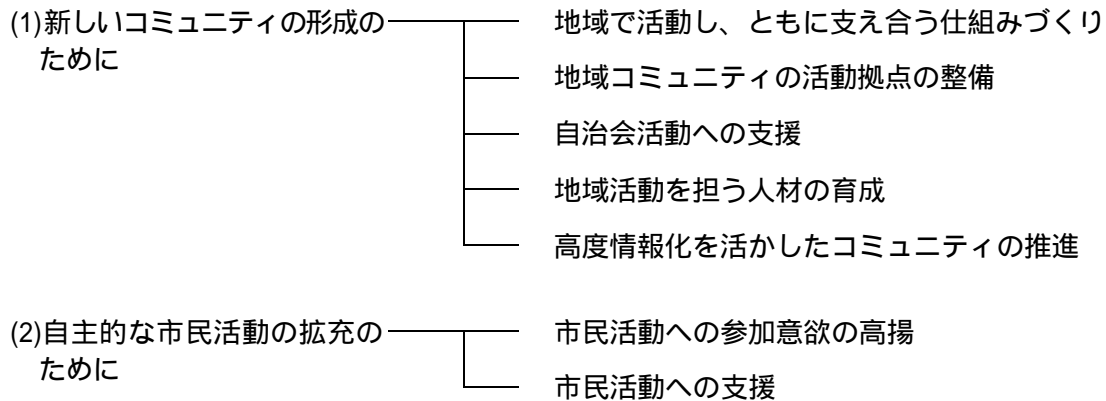
そこで、ボランティアや自治会などのコミュニティ活動をはじめとする自主的・主体的な市民活動への参加意欲を高め、活動をさらに活発化させることが必要になります。

基本方針

地域で活動し、ともに支え合う仕組みづくりや地域コミュニティの活動拠点の整備、地域活動を担う人材の育成、自治会活動の活性化への支援を図るなど、地域コミュニティ活動の環境整備を進めます。

また、協働のまちづくりの基礎となる市民活動を拡充するため、市民活動への参加意欲を高めるとともに、活動へのきっかけや機会の提供、活動を支援する場所の整備、情報・意見交換の機会の提供などにより市民活動を支援していきます。

施策の体系



施策の概要

(1)新しいコミュニティの形成のために

地域で活動し、ともに支え合う仕組みづくり

市民活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのためのコミュニティ活動支援などを通じ、ともに支え合う仕組みづくりを整備します。

地域コミュニティの活動拠点の整備

市民自らが主体的に地域コミュニティの活動に参加していけるよう、自治会等集会施設をはじめ活動拠点を整備します。

自治会活動への支援

地域における他の活動団体との交流と連携の促進や自治会運営のさらなる活性化に向けた啓発、学習機会の提供を図るなど、自治会活動を積極的に支援します。

地域活動を担う人材の育成

学習機会の提供をはじめ地域活動を担う人材を育成・指導するための各種支援を行うとともに、地域活動を担う人材の交流と連携を促進します。

高度情報化を活かしたコミュニティの推進

インターネットなどのコミュニケーション手段を活用した新たな形のコミュニティを推進します。

(2)自主的な市民活動の拡充のために

市民活動への参加意欲の高揚

市民活動に関する情報の提供や相談体制を充実するとともに、講座、学習機会の提供など、市民活動への参加意欲を高めていく施策を進めます。

市民活動への支援

各種市民活動の発展・充実を目指し、活動をサポートする場所・資機材の整備、学習機会の提供、出会いや交流を通じたネットワークづくりなどの支援に取り組みます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
ボランティア・市民活動支援事業	ボランティア活動をしたい人、している人、受けたい人、それぞれに必要な情報提供、相談などの諸施策を進めるとともに、活動をサポートする場所・資機材の整備や学習機会の提供などを通して、市民の参加・活動意欲を高めるための支援を行います。

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

地方分権が本格的に進むなか、市の行政サービスが市民の多様なニーズに即応し迅速かつ総合的で、市民の自主的な選択に基づいた個性的なものとなることが求められています。このようなサービスが提供できるような行政体制に整備するため、不断の行政改革を進めていきます。

- (1)地域の個性を活かした政策を展開するために
- (2)簡素で効率的な行政体制の整備のために
- (3)健全な財政運営のために
- (4)広域行政の推進のために

現況と課題

(行政運営)

地方分権によって、自治体の行政サービスが地域住民の多様なニーズに応え、迅速、総合的、かつ個性的になることが期待されています。さらに、自治体が相互に独自性を競い合う時代に入ったとも言えます。

本市では、こうした時代に備え、行政改革大綱を策定し、これまで組織管理、人事管理の適正化や財政運営の効率化、行政機能の充実、情報公開の推進などに取り組んできました。

今後は、本格的な地方分権の時代を担える自治体として、厳しい財政状況の中で、自主性と自立性を高め、拡大される自治責任を全うできるよう、行政改革をより一層推進していかなければなりません。

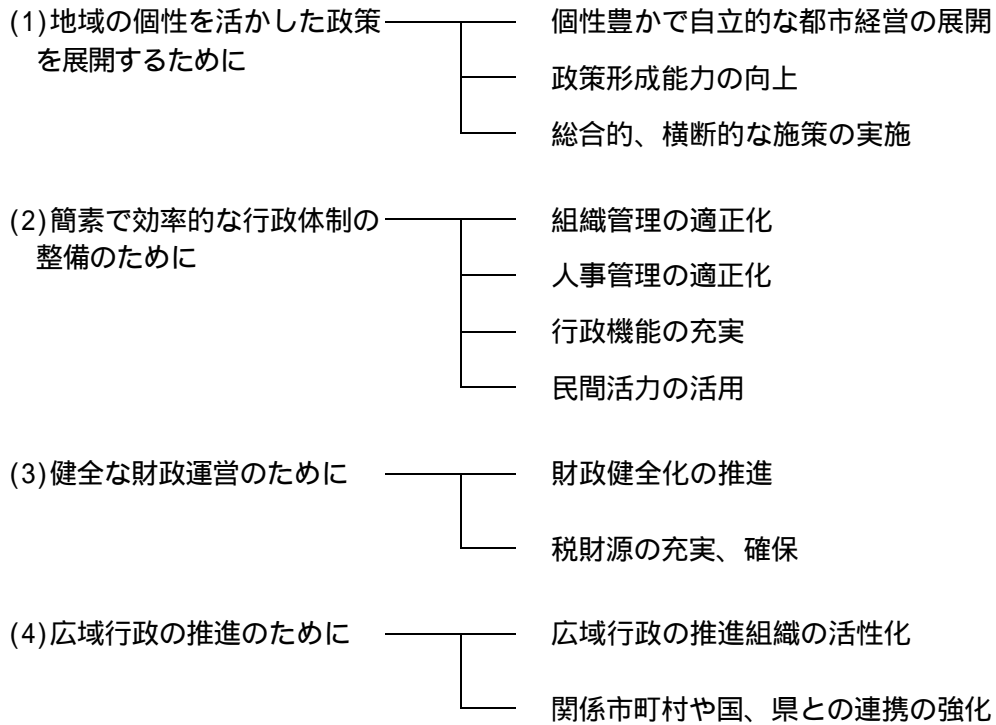
また、生活圏の拡大や生活様式の多様化に伴って、広域化、複雑化する諸問題に対応するため、国、県及び近隣市等との連携を深めていくことも重要です。

基本方針

地方分権に対応し、市の政策形成能力の向上や総合的、横断的な施策の実施に努め、地域の特性を活かした個性ある自立した都市経営を展開します。

市民の視点に立った市民本位の行政運営と財政の健全化を進めるため、行政改革の指針となる行政改革大綱を適時見直しながら、職員の意識改革のもとに行政改革を一層推進します。

施策の体系



施策の概要

(1)地域の個性を活かした政策を展開するために

個性豊かで自立的な都市経営の展開

本市の特性や課題等に関わる調査・研究機能の向上に努めるとともに、その研究成果を政策形成に反映します。また、行政改革大綱を適時見直し、行政改革を進めます。

効率的・効果的な都市経営のため、政策管理、組織管理、財務管理、人事管理等の経営管理システムを連動させた総合的な経営管理システムを構築します。

さらに、国、県からの権限委譲や財源委譲を積極的に進め、自立的な都市経営を推進します。

政策形成能力の向上

庁内各部門や組織全体としての政策形成能力を高めます。また、これに合わせて組織を構成する職員の政策形成能力を高める組織運営・人事体制を確立します。

総合的、横断的な施策の実施

本市が総合的に取り組むべき課題や部門をまたがる課題に対応するため、システムの充実を図り、調整機能を強化するほか、総合的、横断的な施策を実施するとともに、適切な進行管理を行います。

(2)簡素で効率的な行政体制の整備のために

組織管理の適正化

社会経済情勢の変化に対応し、行政課題や市民ニーズに即応した施策を展開できるよう組織を見直していきます。また、見直しにあたっては、組織のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、市民にとって簡素で分かりやすく、即応性に優れた組織・機構となるように努めます。

人事管理の適正化

人材育成基本方針を時代に合った内容に適時見直し、これに基づき職員の意識改革を進め、政策形成能力、創造的能力、法務能力等の職員の能力開発を効果的に推進することにより、定員管理や給与水準の適正化及び職員の能力や勤務実績を重視するなど人事管理の適正化を推進します。

行政機能の充実

高度情報通信技術を活かし、電子申請や*ワンストップサービスの充実などで窓口サービスの向上を図るとともに、出先機関の機能強化をはじめとする地域行政機構の充実や庁舎の改修整備を図るなど、行政機能を充実します。

民間活力の活用

市民と行政の役割分担を見直した上で、市民サービスの向上に留意し、*PFIによる事業や業務の民間委託等を通して、民間の優れた技術力や資金力など民間活力を積極的に活用します。

(3)健全な財政運営のために

財政健全化の推進

財政健全化計画に基づき、事務事業の整理合理化や経常経費の節減、公共事業の発注方法の適正化などを図り、歳出の抑制に努めるとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化などにより歳入の確保を図り、財政構造の健全化を進めます。併せて、柔軟な財政構造のもとで、バランスのとれた歳出構成を目指し、適正な財源の配分に努めます。

税財源の充実、確保

充実した市民サービスを提供できるよう、安定した税財源確保の体制を整備するとともに、市への税源移譲に向け、国、県へ要望するなど働きかけを行います。

(4)広域行政の推進のために

広域行政の推進組織の活性化

行政分野別に設置されている広域行政の推進組織の事務事業を抜本的に見直すとともに、組織間相互の連携強化や財政的基盤を強化するなど、広域行政の推進組織を活性化します。

関係市町村や国、県との連携の強化

広域的な行政課題の解決のため、国、県等への要望活動や県事業の促進などにおいて全国市長

会、千葉県市長会などの組織を有効活用し、関係市町村や国、県との連携を強化した行政運営を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
行政改革の推進	これまでの行財政改革の取り組みを検証し、分権の時代に合わせた効率的で質の高い行財政運営に向け、現行の行政改革大綱を見直し、これに基づき行政改革を推進します。
財政健全化の推進	財政運営の健全性を確保するため、経常収支比率などの財政指標の目標値達成を図ります。
総合的経営管理システムの構築	個性豊かで自立的な都市経営の展開を推進体制面で担保するため、政策管理、財務管理、人事管理等の経営管理システムの総合化を図ります。

第4節 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

情報通信技術は市民生活の向上や社会経済活動の発展に不可欠なものとなっています。誰もが安心して情報通信技術を活用して快適な生活を送れるよう、地域の情報化を進めるとともに、情報通信技術を最大限活用し、様々な分野での市民サービスの向上に取り組んでいきます。

(1)情報通信技術を通して快適に暮らせるために

現況と課題

(情報化)

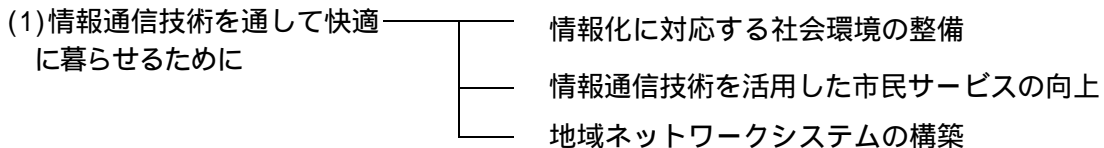
本市では、これまで高度情報化に対応するため、コンビニ店等と協力して、インターネット等を利用した市民生活に役立つ情報システムの整備、ケーブルテレビ通信網の家庭や公共施設への普及、市内*LANを利用した行政システムの整備、高齢者や障害者(児)対象の情報利用技術教育など、地域の情報化に取り組み市民生活の向上に努めてきました。今後は、高度化する情報通信技術を活用することにより、さらなる市民生活の向上や社会経済活動の発展が期待されます。

そのため、誰もが簡単に、また安心して情報通信技術を活用し、真に豊かで快適な生活を楽しめるまちづくりの推進や、行政の様々な分野で市民サービス向上のための対応が求められています。

基本方針

情報化に対応する社会環境を整備し、地域の情報化を進めるとともに、情報通信技術を最大限活用して、行政事務の効率化・高度化及び市民サービス向上のための取り組みを進めます。

施策の体系



施策の概要

(1)情報通信技術を通して快適に暮らせるために

情報化に対応する社会環境の整備

地域の情報化を総合的、計画的に進めるため、地域情報化推進計画を策定し、市内の情報通信基盤の整備、プライバシー及び権利の保護、情報弱者に配慮した情報活用能力の向上など、情報化に対応する社会環境の整備を図ります。

情報通信技術を活用した市民サービスの向上

情報通信技術を活用し、行政事務の効率化・高度化による市民サービス向上のための施策を進めます。

地域ネットワークシステムの構築

地域における情報通信基盤を整備し、地域で保有する各種データベースシステムの連携を図るなど、地域の企業、大学、団体及び行政が連携し、情報共有やコミュニケーションを図るためのネットワークを構築します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
情報化整備事業	地域における情報通信に関する基盤設備等を整備し、市民・企業・行政などが広く平等に活用できる環境を構築します。
行政事務電子化推進事業	行政における情報の収集・伝達・共有（保存）・処理を電子化し、行政サービスを向上させるとともに、総合行政ネットワークなどにより、国・県との効率的な事務連携を目指します。
情報化推進人材育成事業	情報化の恩恵を市民が等しく享受できるよう、IT（情報通信技術）活用技術の向上・普及に必要な人材を育成します。
地理情報システム整備活用事業	図面管理の効率化及び市民サービスの向上を図るため、必要な情報を簡単に検索したり、様々なデータを総合化できる地理情報システム（統合型GIS）の整備を推進します。